

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	管理計画の変更の認定
概 要	マンションの管理の適正化の推進に関する法律は、マンションの資産価値を守り、快適な住環境を確保するため、マンションの管理計画の認定制度等、マンション管理の適正化を推進するための措置について規定したものです。 この法律において、マンションの管理計画の認定手続を定めており、認定管理者等は、認定を受けた管理計画の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の10
審査基準	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 （認定基準） 第五条の四 計画作成都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 マンションの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の4）に適合するものであること。 二 資金計画がマンションの修繕その他の管理を確実に遂行するため適切なものであること。 三 管理組合の運営の状況が国土交通省令で定める基準（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の5）に適合するものであること。 四 その他マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。
標準処理期間	14日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	随時
提出方法	変更認定申請書及び添付書類のうち変更に係るものを都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000559518.html
備 考	